飼い主のいない猫の
不妊・去勢手術費用を助成します

葛飾区では飼い主のいない猫を適正に管理し、地域のトラブルになることを防止するため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成しています。

助成額

助成には「事前申込」が必要です。手術前に申込書を提出してください。

メス　**１０，０００**　円　　オス　**５，０００**　円

（手術費用が助成額に満たない場合、その額が上限となります。）

※申請者一人につき年間５匹まで。
　なお、団体による申請は数の制限はありません。団体登録の方法については、お問い合わせください。

※葛飾区内の協力動物病院で手術を行ってください。

※当該年度の予算がなくなり次第、受付を終了します。

対象となる猫

葛飾区内に生息している飼い主のいない猫
（手術済みの猫、飼い猫は対象外です。）

申請できる方

葛飾区内に在住・在学・在勤の方で、
次の誓約事項を遵守できる方

誓約事項

1　施術後の猫の適正管理を行い、当該猫が関わる苦情の発生をさせないように努めます。
2　施術後の猫が原因となるトラブルが発生した場合、責任をもって対処します。
3　譲渡等で施術後の猫を引き渡す場合、猫の終生飼養やトイレ設置等適正管理について必ず新しい飼い主に伝えます。
4　飼い主のいない猫に関して、地域の理解が得られるよう努めます。
5　助成対象となる猫について、不妊・去勢手術の実施時に、手術済みであることを外形的に判別できるよう、耳上部をＶ字にカットすることに同意します。

申請・問い合わせ先

葛飾区保健所　生活衛生課　生活衛生係
〒125-0062
葛飾区青戸４－１５－１４　健康プラザかつしか
電話：０３－３６０２－１２４２

詳しくはHPで

詳細はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

受 付 期 間

4月1日から翌年の2月末まで（土日・祝祭日を除く）

※当該年度の予算がなくなり次第、受付を終了します。

手続きの流れ

① 観察・確認

・手術する猫を観察し、飼い主のいない猫かどうかを十分確認する。
・窓口やホームページから申込書を入手し、手続き方法を確認する。

② 事前申込

・猫を手術する前に、保健所生活衛生課へ申込書を提出する。
・申込後、保健所から週間で郵送される書類を受け取る。
＜保健所から郵送される書類＞
①助成承認書　②手術結果報告書　③助成金請求書

③ 保護・手術

・飼い主のいない猫を保護し、葛飾区内の協力動物病院で不妊去勢手術を実施する。
・保健所から郵送された書類を協力動物病院へ提出する。
・協力動物病院の領収書を受け取る。

※協力動物病院はＨＰで確認を！！

④ 交付申請

・必要書類を添付し、保健所生活衛生課に提出する。
（添付書類：助成金請求書、手術結果報告書、領収書の写し、口座の写し）
※申込から９０日以内に申請する。（１月以降の申込は３月末までに申請）
・受理後、１か月程度で、指定の口座に助成金が交付されます。
・助成金が交付される場合、助成金交付決定通知書が送付されます。